

【 特殊健康診断 】

■高気圧健康診断（高気圧作業安全衛生規則第 39 条）

高圧室内業務又は潜水業務に常時従事する労働者に対しては、雇入れの際、当該業務への配置換えの際、及びその 6 月ごとのに 1 回。定期的に次の項目の健康診断を実施しなければならない。

必ず実施すべき検査項目

- (1) 既往歴、高気圧業務の経歴の調査
- (2) 関節、腰若しくは貸しの痛み、耳鳴り等の自覚症状又は他覚症状の有無の検査
- (3) 四肢の運動機能の検査
- (4) 鼓膜及び聴力の検査
- (5) 血圧の測定ならびに尿中の糖・蛋白の有無の検査
- (6) 肺活量の測定

医師が必要と判断した場合に実施しなければならない項目

- (7) 作業条件調査
- (8) 肺機能検査
- (9) 心電図検査
- (10) 関節部のエックス線直接撮影による検査

- 記録保存：5 年（様式第 3 号）
- 報告義務：有（様式第 2 号）